

再評価について

【目的】

事業の効率性及び透明性の一層の向上を図るため、事業採択後5年間未着工及び10年間継続中の事業等の継続にあたり、再評価を行い、事業の継続（必要に応じて事業手法等の見直し）もしくは中止の方針を決定する。

【評価項目】

再評価は、新規事業採択時の評価との一貫性を踏まえつつ、客観的評価指標（案）を活用するなど以下の視点で行う。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

客観的評価指標（案）のうち、事業の効果や必要性を評価するための指標、その他事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

2) 事業の投資効果やその変化

3) 事業の進捗状況

事業の進捗状況、残事業の内容等

② 事業の進捗の見込みの視点

事業進捗が順調でない理由、供用予定等今後の事業の見通し等

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

施設の構造や工法の変更等

なお、評価項目など評価の手法については、今後とも、国民のニーズ、評価の実績、政策上の重要事項等に対応してその内容を見直すこととしており、現在、「道路事業評価手法検討委員会」（委員長 森地 茂 東京大学教授）において検討を行っている。

【事業評価監視委員会】

再評価にあたっては、客観性、透明性を確保するため、学識経験者等の第三者からなる事業評価監視委員会の意見を聴取し、その意見を尊重することとしている。